

運 営 法 人 代 表 者 様
指定居宅介護支援事業所管理者様
地域密着型介護老人福祉施設 施設長 様
介護保険施設 施設長 様
地域包括支援センター 代表者様
指定市町村事務受託法人代表者様

港北区高齢・障害支援課長

令和 8 年度認定調査員新規研修（11 月）の実施について（通知）

平素より、介護保険制度の実施に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

例年通り、認定調査員新規研修を開催いたします。つきましては、貴事業所に所属する介護支援専門員の受講に際しまして、ご配慮くださいますようお願いいたします。

1 対象者

次の 3 つの要件をすべて満たす方

- (1) 研修実施日時点で市内の指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員（事務受託法人に所属する方で、その他保健、医療または福祉に関する専門知識を有する方）
- (2) 平成 21 年 1 月以降に行われた、平成 21 年度からの追加項目等を含む認定調査員研修を受講していない方
- (3) 本市が委託する認定調査に従事する予定の方

2 日 時

令和 8 年 11 月 5 日（木） 10 時 00 分から 16 時 45 分（9 時 45 分受付開始）

※現在、介護支援専門員実務研修を受講中の方は、研修修了後でないと本研修は受講できません。

3 会 場

横浜市港北公会堂 2 階 1 号会議室

住所：横浜市港北区大豆戸町 26-1

4 受講内容

別紙「認定調査員新規研修カリキュラム」のとおり

5 受講申込

電子申請届出システムより申請

令和 8 年 10 月 6 日（火）から 10 月 22 日（木）まで

6 研修当日に持参する物

- (1) 介護支援専門員証
- (2) 事務受託法人所属で介護支援専門員以外の方は、その他専門知識を有することを証明できる書類
- (3) 指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センターに所属する介護支援専門員であることが証明できる書類（職員証、社員証等）
- (4) 筆記用具

※研修当日に受講資格の確認をいたします。また、研修当日に配布する「研修受講票」に、事業所名、事業所番号、介護支援専門員登録番号、介護支援専門員証有効期間満了日を記載いただきます。

【裏面あり】

7 その他

- (1) 本研修は、「認定調査員研修実施要綱」(厚生労働省)により規定された研修であるため、全課程を修了しない場合(遅刻又は早退等)は、認定調査員として名簿に登録されず、認定調査に従事することはできません。
- (2) 研修日の翌日から3日間の間(土日祝除く)に研修主催者が受講確認をします。研修主催者から連絡等がなければ、研修日の翌日から4日後(土日祝除く)から調査に従事できます。
ただし、研修当日に、不足書類がある場合は、必要書類が確認できるまでの間、認定調査に従事することはできません。
【例】11月5日が研修日の場合、11月6日～11月10日に受講確認、11月11日から調査可。
- (3) 研修テキスト等は、研修当日に配布します。
- (4) ご不明な点がございましたら、本市ホームページ掲載のQ&Aをご確認の上、お問い合わせください。

◆電子申請届出システムURL

申込期間：令和8年10月6日(火)から10月22日(木)まで

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b610203a-1a49-4fc7-85ba-de69068ebc6d/start>

※会場の都合上、定員を70人程度としております。
御受講いただけない場合のみ電話で御連絡いたします。

二次元コードからもアクセス可能です



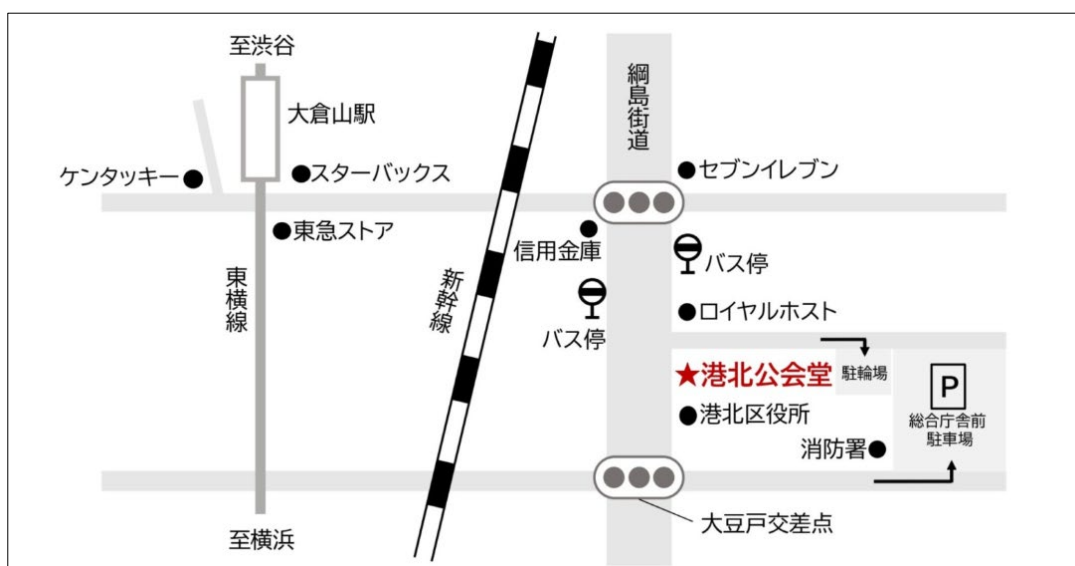
◆研修会場案内図

○ 東急東横線「大倉山駅」 徒歩約7分

○ JR 東日本横浜線・横浜市営地下鉄「新横浜駅」 バス約7分

※駐車可能台数が限られていますので、できるだけ公共交通機関(電車・バス)をご利用ください。なお、満車となっている場合に路上で並んでお待ちいただくことはできません。

※駐車場料金の減免はございません。



担当 横浜市港北区高齢・障害支援課 介護保険担当

TEL: 045-540-2325 砂 松田

E-mail: ko-kaigonintei@city.yokohama.lg.jp